

令和 7 年 2 月 7 日
まちなみ共創部市営住宅課

市営住宅の家賃の過大徴収について

このたび、市営住宅の家賃算定において、算定上の基礎となる入居者収入に係る控除の適用方法に誤りがあり、これにより、一部の入居者から家賃を過大に徴収していることが判明しました。

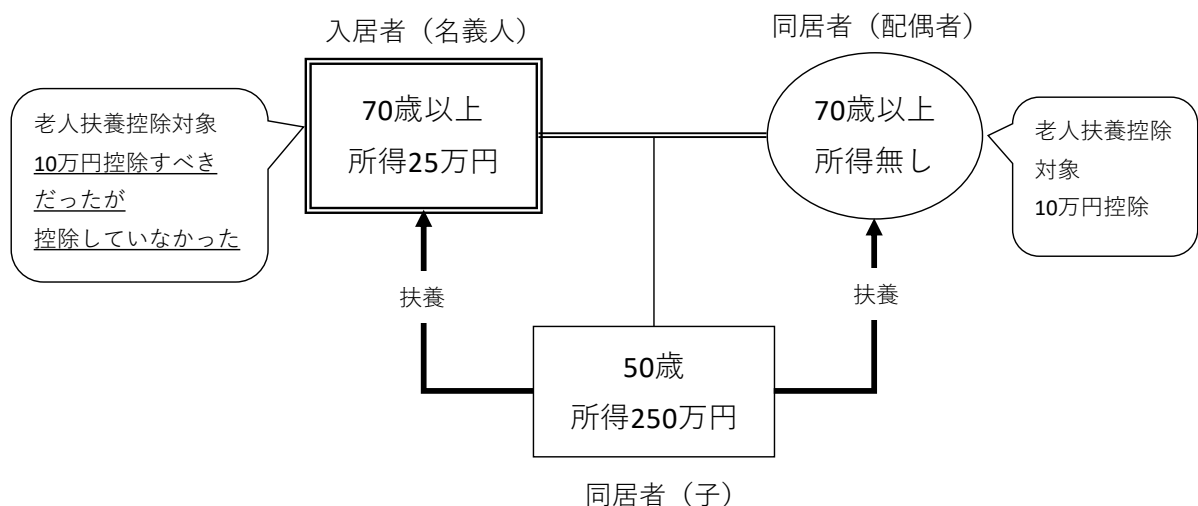
対象となった入居者の皆様に、ご負担、ご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

今後は、国土交通省が示す家賃算定方法の適切な取り扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

1. 概要

家賃を決定する際に行う世帯の収入認定において、名義人が被扶養者となる場合の「老人扶養（70 歳以上）」又は「特定扶養（16 歳以上 23 歳未満）」に係る控除を行っていなかったことにより、所得が高く算定され、その結果、家賃が本来の額より高額となっていたものです。

【参考】家賃算定に係る所得控除のイメージ（例）



2. 経緯

令和 6 年 6 月 28 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課より、所得金額からの控除額の適用方法について注意喚起の事務連絡を受け、本市の取り扱いと相違があったことが判明しました。

3. 家賃の過大徴収の調査状況

令和 6 年度対象世帯：36 世帯 過大徴収見込み額：2,395 千円

1 カ月当たりの過大徴収額 2,600 円～28,000 円/世帯

令和 5 年度以前の家賃の過大徴収状況は、現在、調査中です。

4. 今後の対応

(ア) 現在入居中の対象者に対し、令和 7 年 4 月分から正しい家賃を適用します。

(イ) 過去の過大徴収について調査結果を踏まえ、対象の入居者に対し返還を行う予定です。